

渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会

設立趣旨

自然環境保全の観点から湿地の保全・再生の必要性が叫ばれています。

これまで、人々の生活と様々な形で関わりがあった湿地は、日本だけではなく世界各地で開発等により消滅し、また現在も減少し続けている状況にあるといえます。こうした中、全国でも有数の低層湿原として位置づけられている渡良瀬遊水地は、まとまったヨシ原としては本州最大の面積を持っており、洪水調整機能のほか、渡り鳥の中継地としての機能、広大なヨシ原景観、多様な動植物の生息生育環境、水質浄化機能等の重要な役割を担っています。しかし、近年は、かつてみられた池沼が減少するなど乾燥化が懸念されており、自然環境保全上の大きな課題となっています。

平成12年3月に提言された、渡良瀬遊水地の将来像ともいえる「渡良瀬遊水地の自然保全と自然を生かしたランドデザイン」では、自然環境の保全、自然を生かした利用に加えて、湿地環境の創出が今後の大きな柱として位置づけられており、今後の湿地保全・再生の必要性及び重要性の高さをうかがい知ることができます。

しかし、渡良瀬遊水地における湿地の保全・再生にあたっては、先駆的な事業であることから、実施場所や構造、再生の手法、目標の設定、維持管理手法などの様々な課題が挙げられます。これらの課題を解決し、望ましい湿地を保全・再生していくためには、河川、動植物、地下水、水質などの幅広い視点からの検討が必要と考えられます。

こうしたことから、渡良瀬遊水地の湿地保全・再生を検討するにあたっては、河川管理者をはじめ、各分野の学識経験者、関係市町の代表、地域住民の代表が、その立場や考え方の違いを越えて十分に対話し、遊水地全体を視野に入れた基本的な考え方を検討するとともに、湿地保全・再生地区の選定、再生方法の検討等を行いながら、湿地保全・再生基本計画を作成することが必要と考え、ここに「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」を設立するものであります。

平成14年6月

渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会

委員会規約

(名称)

第 1 条 本会は、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(設置者)

第 2 条 委員会は、国土交通省利根川上流河川事務所が設置する。

(目的)

第 3 条 本委員会は、渡良瀬遊水地の湿地環境等、自然環境の適切な管理のあり方等を検討することを目的とする。

(委員会)

第 4 条 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会務を総理する。

3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 委員会は、利根川上流河川事務所が召集し、委員長が議長をつとめる。

2. 委員会の会議は委員の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、利根川上流河川事務所調査課流域治水課内に置く。

(雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 15 年 11 月 25 日から施行する。

(改正)

この規約は、平成 21 年 8 月 3 日から施行する。

渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会傍聴規定

渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会（以下「委員会」という）の会議は原則として公開するものとし、その要領について以下のように定める。

（会議の開催の周知）

第1条 委員会の会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに利根川上流河川事務所ホームページ（以下「HP」という）により一般に周知する。

（会議の傍聴）

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴申し込みを行い登録を受けなければならない。（HPに掲載された電子メールまたはファクシミリにより申し込みを受け付け、傍聴の可否をメールまたはファクシミリにて通知する。）

2. 会議会場の収容人員を超える傍聴申し込みがあった場合には、抽選を行い傍聴の登録者数を制限する。
3. 傍聴人は、会議の撮影、録画もしくは録音をしてはならない。また、会場内での発言、拍手、飲食あるいは会場内へのプラカードの持ち込み等、会議の進行を妨げたり会場の秩序を乱す行為を行ってはならない。
4. 傍聴人は会議に対して、質問・意見等がある場合には、必要事項を記入し（様式はHPよりダウンロード）、文書で事務局へ提出することとし、事務局は委員長に相談のうえ回答する。なお、質問および回答はインターネット上で公開する。
5. 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に退場を命じ退去させることができる。

（会議資料）

第3条 委員会の会議で委員に配布される資料は、重要種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

（その他）

第4条 この要領は、渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会規約（以下「規約」という）第7条の「その他、委員会の運営に関し必要な事項」として定められるものであり、この要領の変更やこの要領に定め無き事項についても、この規約に従い委員会に諮って定められる。

附則

（施行期日）

この要領は、平成 15 年 11 月 25 日から施行する。